「知的財産推進計画2013」骨子に盛り込むべき事項(案) ~競争力強化・国際標準化関連部分~

※ これまでの議論や各方面からの意見を踏まえ、事務局で討議用として整理。目標や 施策例は、討議のための具体的なイメージとして掲載。「知的財産推進計画2013」 骨子に盛り込むべき事項として、「知的財産推進計画2012」に新たに追加又は深 掘りすべきと考えられるものを取り上げている。

【情勢認識】

(産業競争力強化の鍵を握る知的財産戦略)

世界経済を取り巻く環境はダイナミックに変化している。経済力に関する世界の勢力図が大きく変わり、中国、インド、アセアンなどを中心とした新興国が成長センターとして躍進を遂げ、世界経済の成長を牽引している。また、経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)といった政府間の経済的連携関係の強化などを通じて国境という経済的障壁が低減したことや、高速インターネット網が世界中に張り巡らされたことによって、世界がシームレスにつながり、情報、人、物、資金が国境を越えて自由に往来するグローバル経済時代が幕を明けている。

グローバル経済の到来に伴って、イノベーションのパラダイムも大きく変化している。世界中の「知」がネットワークを介して繋がり、誰もがその「知」に容易にアクセスできる環境が生まれた。これによって、かつては一部の地域・機関に集中していた有用な「知」が、今や世界中に散在するようになっている。無限の可能性を秘めたイノベーションの種が世界中に無数に存在する時代が到来しているのである。こうした状況は、世界に散らばる有用な「知」を戦略的に取り込み、あるいは組み合わせることによって革新的な製品・サービスを生み出すという、「オープン」で「グローバル」なイノベーションを前提とした産業モデルやビジネスモデルを構築する必要性が極めて大きくなっていることを物語っている。

これまで我が国は研究開発から製品化までを自前で行う垂直統合型の モデルを得意として、高い国際競争力を保持してきたが、こうしたイノ ベーションのパラダイムの変化に的確に対応することができなければ、 世界の競争から振り落とされる恐れがある。今後、我が国が産業競争力 を強化し、グローバル市場を舞台とした激しい競争を勝ち抜くためには、 過去の成功体験に縛られず、世界中のイノベーションの種を最大限に活 用することを念頭に置いた「オープン」で「グローバル」なイノベーショ ン戦略を組み込んでいくことが必要不可欠である。

このように、より「オープン」で「グローバル」なイノベーション戦

略が求められるなか、知的財産戦略の果たす役割はますます重要となっ ている。なぜなら、知的財産戦略の真髄は、新たなアイディアなどの「知」 の創造を促すことだけでなく、それら「知」の移転や共有をコントロー ルすることにあるからである。これは、例えば特許権が、技術に関する 所有権を規定して、特許技術を独占するか、それともライセンスなどを 通じてオープンにするかをコントロールする機能を有していることから も明らかであろう。グローバル経済及びオープンイノベーションという 文脈の下で、企業が競争力を強化していくためには、先進的な知的財産 戦略、すなわち、特許、意匠、商標、ノウハウ、標準化などの全ての知 財ツールを駆使して、外部の「知」や経営資源を最大限に活用するため 事業視点からオープン化すべき領域とクローズにすべき領域をしっかり とデザインし、収益の最大化を図るという知的財産戦略を、経営戦略に 深く組み込んで実践していくことこそが決定的に重要となっているので る。しかし、残念ながら我が国企業、特に中小・ベンチャー企業は、優 れた技術・サービスを持っているにもかかわらず、こうした先進的な知 的財産戦略を組み込んだ経営戦略の確立という点で世界に遅れをとって おり、それがグローバル市場を舞台とした事業活動において競争力を 失っている要因の一つとなっている。日本経済がもう一度かつての輝き を取り戻すためには、我が国企業、特に我が国の産業構造を根底から支 える中小・ベンチャー企業が、グローバル市場をも見据えた上で、自身 の経営戦略に即した先進的な知的財産戦略を一刻も早く確立・実行して いくことが必要不可欠である。

こうした状況を踏まえ、政府としては、産業競争力の抜本的強化のために、我が国企業が先進的な知的財産戦略を実践することを支援する骨太の政策を策定し、強力に推進していく必要がある。具体的には、グローバル市場において我が国企業が不利にならない状況で知的財産戦略を実践できる環境を整備するため、「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」という観点を柱とした関連施策を策定する。また併せて、日本経済の活性化のために必要不可欠な中小・ベンチャー企業の国際競争力の強化を目指して、「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」という観点を柱とした関連施策を策定する。そして、2つの観点を柱とした関連施策を官民が一体となって実施することで、我が国の産業競争力を知的財産戦略によって強化していくことを目指す。

(産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築)

グローバル経済の到来は、グローバル市場から莫大な果実を得る機会が生じていることを意味する。

天然資源に乏しく、また、少子高齢化や人口減少という深刻な問題に

直面している我が国が、将来にわたって持続的な経済成長を実現するためには、革新的なイノベーションを継続的に創出して国際的な産業競争力を強化し、グローバル市場で高い収益を上げて、それを日本経済に還元するという構造を築き、アジア新興国を中心とする世界経済の成長・発展を自らの成長に取り込んでいくことが必要不可欠となっている。

他方、新興国の成長を取り込むためには、まず新興国市場のビジネス環境の改善を図る必要がある。知的財産という切り口で見ると、各国の知的財産制度の成熟度は国毎に大きく異なっており、特に新興国における知的財産制度については、整備が不十分であるとの指摘も多くなされている。そうした状況は、日本企業のグローバル市場での円滑な事業活動を妨げ、競争力を大幅に削ぐ恐れがある。したがって、我が国がグローバル市場での競争を念頭に置いた知的財産政策を推進していくにあたっては、以下のような視点から施策を検討していくことが必要である。

第一に、我が国企業が海外においてより有利に事業活動を行うことができるようにするため、日本が先頭に立って国際的な知財システムの調和をリードし、海外でも日本と同様のホームゲーム感覚で知的財産戦略を実践できるような、フラットでシームレスなグローバル知財システムを構築するという視点である。具体的には、我が国特許庁の審査をアジア新興国などの知的財産庁に相当規模派遣して派遣先の国々の知財システムの整備を支援することや、我が国で迅速かつ質の高い審査を行い、その結果を海外へ早期発信することなどを通じて我が国の知財システムをグローバルに展開・普及させ、我が国企業が海外においても知的財産権を円滑・的確に取得できる環境の整備を進める。また、海外における知財活動支援の体制や取組の強化や、通商関連協定の活用を通じた他国政府への働きかけの強化などを実施して、我が国企業が海外で知的財産を活用した事業を効果的に展開できるような環境の整備を進める。

第二に、我が国の知財システム自体を、海外の企業もこぞって利用したいと考えるような国際的求心力を備え、グローバル展開にも耐え得る魅力的なシステムにするという視点である。韓国のKorea-IPWave戦略(知的財産行政の韓流拡大)などにみられるように各国の知財システムは国際的なサービス競争に晒されている。こうした知財システムの国家間競争が繰り広げられるなか、我が国の知財システムを、世界中から創造力に富んだ人財や企業、さらにはイノベーション投資を呼び込むことのできる魅力的なものにすることができなければ、知財システムをグローバルに展開するどころか、国内産業の空洞化さえ招く恐れもある。よって、我が国の知財システムを、新興国をはじめ各国が模範にしたいと考えるような魅力的なものにすることが必要であり、そのため、例えば職務発明制度、営業秘密保護強化、知財紛争処理機能強化

などに関して必要な見直し・改善を順次実行し、イノベーション活動を 行い易い環境の整備を推進する。

第三に、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を育成・確保するという視点である。我が国の知財システムを海外に展開・普及させてグローバル知財システムを構築するため、あるいは、我が国の企業が激しい国際競争を勝ち抜くためには、海外の知財システムに詳しく国際的な交渉にも長けた人財や、グローバル市場でのビジネスを見据えた事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践できる人財が必要不可欠となる。したがって、国内のみならず海外の人財の活用も含め、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を育成・確保するための施策を着実に実行していく。

(中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援)

中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造の担い手として、また 地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、 その事業活動の活性化は日本経済の成長のために必要不可欠である。

一方で、グローバル経済の到来により、中小・ベンチャー企業も激しい国際競争に晒されており、その多くは厳しい経営環境に置かれている。我が国には、ものづくりの現場で磨き抜かれた優れた技術を持つ企業が数多く存在する。しかし、たとえその技術が世界に誇れるものだとしても、それだけでは競争を勝ち抜いていくことができない時代が到来している。我が国の中小・ベンチャー企業が、さらなる飛躍・発展を遂げるためには、グローバル市場を見据えた上で、自らの事業に即した知的財産戦略を構築し、内外の優れた知的財産を有効に活用して事業を推進していくことが必要となったのである。

これまで中小・ベンチャー企業の知財活動を支援するための様々な施策が政府などにより講じられてきたが、その効果が全体に浸透するには至っていない。また、未だ我が国の中小・ベンチャー企業の多くは、資金や人財の不足などにより、自身が保有する知的財産や外部に存在する利用可能な知的財産を十分に事業に活用できていない。

グローバル市場における競争が非常に速いスピードで激しさを増していることを考慮すると、一刻も早く我が国の中小・ベンチャー企業が自身の経営戦略に即した適切な知的財産戦略を実践できるようにする必要がある。

こうした状況を踏まえ、政府一丸となって、中小・ベンチャー企業の 知財活動を個々の状況に応じてきめ細かく支援する体制を抜本的に強化 していく。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

- 1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築
- (1) 海外における知財権取得支援(日本企業がアジア新興国などにおいて日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境の構築)
- 【施策例】(注:以下、「短期」とは1~2年、「中期」とは3~4年で実施する事項。)

(特許庁審査官のアジア新興国知的財産庁への派遣)

- ・現在、先進国を中心に実施している短期審査官派遣(国際審査官協議)の対象国を拡大し、アジア新興国との間で順次国際審査官協議を開始する。(短期)(経済産業省)
- ・アジア新興国に対し、我が国特許庁の審査官の長期派遣及び知財システム整備によりアジア新興国知的財産庁の審査能力向上に向けた支援を実施する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・我が国企業のニーズや相手国との交渉状況などを踏まえ、どの国 に相当規模の審査官を派遣するかという点や、審査官長期派遣の 具体的なスキームについて検討し、結論を得る。(経済産業省)(短 期・中期)

(知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備)

- ・日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化を進めるとともに、審査の質の維持・向上を行って、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。(短期)(経済産業省)
- ・国際特許出願について、現在我が国が国際調査を管轄する国は日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポールの6か国であるところ、日本特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、アジア諸国を始めとして国際調査を管轄する国の拡大を推進する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での審査結果の発信を強化する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ユーザーニーズを踏まえ、アジア新興国などに対し特許審査ハイ ウェイの拡大を図る。(短期)(経済産業省)
- ・諸外国における日本の審査実務に対する理解を深め、新興国の知 財制度整備に資するよう、他国の実務者の利便性向上という観点 から、我が国特許庁の審査基準のポイントを明確化し、英語化し て世界に発信する。(短期・中期)(経済産業省)

- ・日本における審査結果通知書の記載様式(拒絶理由通知書などの様式)を提供し、アジア新興国における共通の審査結果通知書の記載様式を作成するための協議を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)(経済産業省)
- ・審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるため、アジア新興国などに影響力を有するWIPOと密に連携し、WIPOジャパン・ファンド事業などを通じた人材育成支援、専門家派遣や各国知的財産庁の情報化支援を一層積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省)

(日本特許庁の審査体制の強化)

- ・アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援、日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、増加する国際特許出願への対応、外国文献調査の拡充などによる審査の質の維持・向上のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)(経済産業省)
- (2) 海外における知財活動支援(アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

【施策例】

(在外における現地サポート体制の強化)

・中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館(INPIT)、ジェトロなど関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。特に、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省、外務省)

・ 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促すとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の著作権制度の環境整備)

- ・ 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人財育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進する。(短期・中期)(文部科学省)
- (3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

【施策例】

(経済連携協定、投資協定などの取組の強化)

・自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産権分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期)(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

(ロイヤリティの課題の取り扱い)

- ・技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金の不当な制限など、現在発生している問題について産業界の対応や関心を踏まえつつ、今後の通商交渉、政府間協議における議題とすることを検討する。(短期・中期)(外務省、経済産業省)
- 2. 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備
 - (1) 職務発明制度の在り方

【施策例】

(職務発明制度の在り方)

・職務発明制度の在り方に係る整理にあたっては、国内外の運用状

況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資するような在り方について結論を得る。(短期・中期)(経済産業省)

- 発明者に対する支払いの予見性を高める観点
- ・発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、 追加的な報酬と考えるべきかという観点
- ・従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点
- ・グローバルな制度調和の観点
- ・発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点

(大学などの学生の発明の適切な取扱いの促進)

職務発明以外の自由発明(雇用関係にない学生の発明など)に関し、大学などにおける発明に対する取組の実態を調査し、その情報を周知することで、適切な取り扱いを促進させる。(短期)(経済産業省)

(2) 審査基盤の整備

【施策例】

(審査体制の整備、強化)

- ・日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、審査の質の維持・向上、アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)(経済産業省)
- ・審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)(経済産業省)【再掲】
- 中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、そうした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を促進する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出 せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得す

るための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(事業戦略に対応するタイムリーな権利保護)

・企業がイノベーションを円滑に事業化できるよう、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査を開始する。(短期)(経済産業省)

(グローバル意匠制度、グローバル商標制度の構築)

- ・ 画像デザインの意匠の保護対象拡充に向けて、具体的課題を解決 するべく検討を進める。(短期)(経済産業省)
- ・ 意匠に係る審査基準を改訂される部分も含めて英語化して世界に 発信する。(短期)(経済産業省)
- 「音」や「動き」といった商標を新たに保護対象とすべく制度の 拡充を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心的に取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ 商標に係る審査基準の改定される部分について、英語化して世界 に発信する。(短期)(経済産業省)
- ・需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護 するための商標制度の在り方について検討を進める。(短期・中期) (経済産業省)
- ・登録後に識別力を喪失した登録商標の取消制度の導入については、 諸外国の制度及び運用について調査研究を行い、「音」や「動き」 といった新しい商標の運用状況も見極めた上で、その方向性を決 定する。(短期・中期)(経済産業省)

(3) 営業秘密の保護

【施策例】

(営業秘密に関する海外の調査・研究)

・営業秘密侵害の立証負担軽減(特に国外での使用・開示の証明など)、営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通の防止などの日本における営業秘密保護の取組み促進のために、営業秘密保護に関する具体的課題、米国での水際措置などの海外の制度や動向、海外の機関(例えば、米国の「OSAC」、「O

NCIX」、韓国の「営業秘密保護センター」など)の取組などについて、調査・研究を実施する。(短期)(経済産業省)

(営業秘密保護に関する官民フォーラムなどの場の準備)

・日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、 米国の「OSAC」、「ONCIX」」などの諸外国の取組などを参 考にしながら、官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体と なって営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行うための準 備を開始する。(短期)(内閣官房、経済産業省、他)

(企業・大学などの営業秘密管理の強化支援)

- ・ 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果などを踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業(特に中小企業)・大学などへの早急な支援として、既存の指針・ガイドライン(営業秘密管理指針など)の内容の一層の周知徹底を実施する。(短期)(経済産業省)
- 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果を踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業(特に中小企業)への早急な支援として、事例を集めた理解しやすいパンフレットの作成とこれを用いた周知活動を実施する。(短期)(経済産業省)

(4) 適切な権利行使の在り方

【施策例】

(権利行使の在り方)

- 権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論などを踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。(短期) (経済産業省)
- ・標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取り扱い に関する国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期・中期)(経 済産業省、総務省)

(標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方)

・標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。 (短期・中期)(経済産業省)

(5) 紛争処理機能の強化

【施策例】

(紛争処理機能の在り方の検討)

・ 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、当事者間の和解、 裁判外紛争解決、特許庁・裁判所による解決などの知財紛争処理 システム全体について、他国における制度などの調査を行い、広 く発信する。(短期)(法務省・経済産業省)

(訴訟結果のグローバル発信力の充実)

- ・産業界より知財分野でアジアにおける我が国司法のプレゼンスの 向上を図る事が求められていることを踏まえ、知的財産高等裁判 所による訴訟結果のグローバル発信の充実が引き続き行われることを期待する。
- (6) 国際標準化・認証への取組の強化

【施策例】

(特定戦略分野における国際標準化戦略の推進)

・特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(諸外国との連携による戦略的な国際標準化活動の推進)

- ・アジア地域の成長性を我が国に取り込み、我が国産業の国際競争力を強化するべく、国際標準化・認証の分野におけるアジア地域との連携を強化する。(短期・中期)(経済産業省、総務省)
- ・また、米国などの先進諸国との間においても、エネルギー環境技術などの分野における連携を強化し、共同研究などを通じた国際標準の確立を目指す。(短期・中期)(経済産業省)

(国際標準化活動に関する財政支援)

・ 国際標準化機関における標準化活動への参画を促進するため、民間の活動状況を踏まえた上で、財政的支援を強化する。(短期・中期)(経済産業省、総務省)

(先端技術及びインフラ関連技術に関する認証体制の整備・強化)

・ 我が国産業の国際競争力強化のため、先端技術(ロボット、LED照明など)分野及びインフラ関連技術(スマートグリッド、大

型風力発電など)分野における認証体制の整備・強化に関し、海外の認証機関との提携・連携も含めて、その在り方を検討する。その際には、特に安全・安心を始めとする性能に関する分野において、認証機関自らもその認証の対象となる国際標準の策定に関与し、当該認証機関の技術力を活かしたよりイノベーティブな標準の策定を支援していくことも検討する。(短期・中期)(経済産業省、総務省)

(JISの高機能化)

・イノベーティブな国際標準の策定へとつなげる観点から、我が国 国内規格である日本工業規格(JIS)について、規格の提案・ 策定段階における支援制度の改革を通じた高機能化(よりグレー ドの高い評価標準の付加的設定)を図る。(短期・中期)(経済産 業省)

(研究開発・基準認証一体化プログラム)

・我が国技術の強みを活かすような戦略的な取組として、国際標準・安全規制の策定や関連する認証システムの設計・整備を研究開発プロジェクトの開始段階から一体的に行う。(短期・中期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業への支援)

・我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)(経済産業省、総務省)

(政府職員に対する研修)

・各産業分野に関係する政府職員を主な対象として、関係府省など の協力を得ながら、国際標準化も含めた知的財産マネジメント戦 略についての研修を実施する。(短期・中期)(内閣官房)

(知財マネジメント人財の育成)

・我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、 国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界に おける国際標準化を含む知的財産マネジメント戦略に関する事例 や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的 財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動 を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・ 中期)(経済産業省)

(標準必須特許に基づく権利行使の在り方)

・標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取り扱い に関する適切な国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期・中

期)(経済産業省、総務省)【再掲】

(標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方)

・標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。 (短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(7) 産学官連携機能の強化

【施策例】

(産学連携機能評価の促進)

・産学官連携活動の評価指標を大学・TLOなどの機関が積極的に活用し、その評価結果に基づき、各機関が自らPDCAを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高めることや、国による政策ツールとして活用を図ることが重要。その取組を促進させるために、大学・TLOなどの評価結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出し、各機関における評価を注視しつつ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を行う。。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

・国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)

(大学などと中小・ベンチャー企業の連携の促進)

- ・ 大学などと中小・ベンチャー企業との共同研究や、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転など、大学などと中小・ベンチャー企業の連携を促す取組を一層進める。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- 3. グローバル知財人財の育成・確保
- (1)世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財の育成

【施策例】

(世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備)

・世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知 財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情 報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に 関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要である。我 が国においても、民間セクターの協力を得ながら政府機関が中心 となって世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための 場の整備に向けて、米国特許商標庁(USPTO)などの取組に ついて調査を開始する。(経済産業省)(短期)

(事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進)

・知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・ 分析する場において研究・分析された情報を広く共有し各種研修 内容に反映させるように促す。(短期・中期)(経済産業省)

(知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化)

 知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・ 分析する場において研究・分析された情報に基づき実施された研修結果を取り纏めるとともに、教育の立場から知財マネジメントの研究・分析する場に対して今後研究・分析すべきテーマなどの情報をフィードバックすることを促し、知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化を図り、引き続き日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する質の高い知財マネジメントの研究・分析を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国への日本の審査システムの展開を行うための人財の育成)

・ 英語に強く、かつ日本の審査基準を始めとする審査システムを世界に発信できる人財を育成する。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の知財制度を深く理解する人財の育成)

・アジア新興国の知財情報を収集・分析し、制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、アジア新興国の知的財産法を始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人財を育成する。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の知財システムの整備を支援する人財の育成・確保)

・アジア新興国に適切な知財システムの整備を実現するために、アジア新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人財を育成・確保する。(短期・中期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業の総合的支援の強化)

・知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争 防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援 を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの 開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、 文部科学省) (中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援 者の知財マインド向上のための取組)

・中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期)(経済産業省)

(弁理士試験制度及び研修制度の見直し)

・中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル 対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図 るため、弁理士試験制度及び研修制度を見直す。(短期)(経済産 業省)

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

・国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(中小・ベンチャー企業に対する国際標準化・認証に関する啓発)

・我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、その グローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報 提供・啓発を推進する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(国際標準化も含めた知的財産マネジメント人財の育成)

・我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、 国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界に おける国際標準化を含む知的財産マネジメント戦略に関する事例 や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的 財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動 を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・ 中期)(経済産業省)【再掲】

(大学などにおける知的財産教育の推進)

・大学などの理系学部や法学部、芸術学部や経営学部といった将来の知財専門人財や知財創出人財・マネジメント人財を育成する学部・学科などにおいて、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組などの事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援

(1) 中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備

【施策例】

(中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援の推進)

- ・中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報研修館(INPIT)、ジェトロをはじめとする関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。特に、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援体制強化を検討し、結論を得る。(短期・中期)(経済産業省、外務省)【再掲】
- ・ 海外展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクの内容を、 新興国の知財関連情報を中心に拡充する。(短期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業の外国出願費用に係る支援の拡大)

・中小・ベンチャー企業にとって負担が大きい外国出願費用に係る支援を拡大する。(短期)(経済産業省)

(海外知財プロデューサー事業の体制強化)

・ 今後、グローバル展開がさらに盛んになり、中小・ベンチャー企業のグローバル展開に際する知財面の支援が重要性を増すことに鑑み、海外知財プロデューサー事業の体制強化について検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)(経済産業省)

(在外における現地サポート体制の強化)

- ・ 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促す方策を検討するとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】
- (2) 中小・ベンチャー企業に対する料金減免制度の見直し

【施策例】

(中小・ベンチャー企業に対する料金減免制度の見直し)

- ・中小・ベンチャー企業にとって利用しやすく、更にイノベーションの促進に資する分かり易い減免制度とすべく、中小企業、及び大学などの公的研究機関を広く減免対象とする制度の見直しに向けた検討を進める。(短期)(経済産業省)
- (3) 知財マーケットの活性化(未利用特許などの効果的活用)

【施策例】

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

・国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(開放特許情報データベースの多言語化)

- ・ 海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという 視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性につい て検討する。(短期)(経済産業省)
- (4) 知財総合支援窓口機能の強化

【施策例】

(中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実)

- ・中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に関する総合的な 支援体制の構築に向け、知財総合支援窓口と、金融機関、商工会・ 商工会議所、中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会をはじ めとする関係機関との連携を強化する。(短期)(経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業 O B を含む専門家、海外知財プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。(短期)(経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争 防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援 を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの 開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、 文部科学省)【再掲】

(5) 地域中小・ベンチャー企業の知財活動活性化

【施策例】

(審査官による地域中小・ベンチャー企業の知財活動への直接的支援の 強化)

・地域における中小・ベンチャー企業の知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的なニーズなどを踏まえ、地域の企業が審査官などから権利取得、審査手続又は権利活用に関する相談などのサービスを受けやすい体制を構築するための具体的方策を策定する。(短期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者の知財マインド向上のための取組)

・中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(各地域の状況に合わせた地域知財支援ネットワーク強化の推進)

・各地域の経済産業局を中核として、地域知財支援ネットワークを 強化しつつ、各地域の状況に合わせた知財支援の在り方について 検討し、実施可能な取組から順次推進していく。(短期・中期)(経 済産業省)

(知財人財によるコンサルティングを促進するための環境整備)

・中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(弁理士試験制度及び研修制度の見直し)

・中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル 対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図 るため、弁理士試験制度及び研修制度を見直す。(短期)(経済産 業省)【再掲】